自然災害及び原子力災害の複合災害にかかる対応について

令和８年 11 月２日
防災庁統括官（災害事態対処担当）決定
内閣府政策統括官（原子力防災担当）決定

地震、津波などの自然災害と合わせて、原子力災害が発生する、いわゆる複合災害の場合において、自然災害対応を担当する防災庁担当部局及び原子力災害対応を担当する内閣府担当部局（以下「両部局」という。）は、以下の方針に沿って連携、役割分担を行い、事案に対応することを確認する。

また、両部局は、本確認を元として、適宜それぞれの緊急時対応のためのマニュアル改訂等により、対応を具体化するとともに、各自が行う訓練に相互参加することにより、計画の実効性を高めていくほか、訓練等を通じて、本確認内容について随時見直しを行うこととする。

なお、本決定において使用する用語は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）、原子力災害対策指針（原子力災害対策特別措置法第６条の２の規定に基づき原子力規制委員会が定めるものをいう。）、原子力災害対策マニュアル（平成 24 年 10 月 19 日原子力防災会議幹事会決定）及び「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成 15 年 11 月 21 日閣議決定）等において使用する用語の例による。

Ⅰ　発生直後の対応

災害の発生直後、緊急参集チームの招集、協議が行われる場合、自然災害の被害状況、原子力施設の異常の有無など情報収集等が行われるが、救助・救急など人命に直結する応急対策を迅速に行うため、自然災害に対応する体制整備（緊急災害対策本部の設置など）を先行して行うこととする。

併せて、原子力施設の事態の進展に応じ、緊急参集チームによる情報の集約等を経て、原子力災害対策本部の設置など、必要な体制を速やかに整備することとする。

Ⅱ　施設敷地緊急事態発生後の対応

１　体制

自然災害、原子力災害という密接に関連する二つの事象に迅速かつ適切に対応するため、下記のとおり、情報収集、意思決定、指示・調整を一元化する。

⑴会議

特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）と原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「原子力事故対策本部」という。）の合同会議を開催し、情報共有、意思決定の一元化を図る。

① 特定災害対策本部が設置される場合

特定災害対策本部（本部長：防災大臣）と原子力事故対策本部（本部長：内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力規制委員会委員長）の合同会議を開催する。なお、本合同会議は、原則として中央合同庁舎第８号館で行う。

②非常災害対策本部が設置される場合

非常災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）について、同本部員である内閣府特命担当大臣（原子力防災）を同副本部長に、原子力規制委員会委員長を同本部員に任命し、実質的に原子力事故対策本部と一体的な開催を行う。なお、非常災害対策本部会議は、原則として官邸で行う。

③緊急災害対策本部が設置される場合

緊急災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）について、同本部員である内閣府特命担当大臣（原子力防災）を同副本部長に、原子力規制委員会委員長を同本部員に任命し、実質的に原子力事故対策本部と一体的な開催を行う。なお、緊急災害対策本部会議は、原則として官邸で行う。

(2)事務局

①本部組織

特定災害対策本部事務局（事務局長：防災庁統括官（災害事態対処担当））は、中央合同庁舎第８号館に設置され、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部事務局（事務局長：防災庁統括官（災害事態対処担当））は、官邸及び中央合同庁舎第８号館に設置される。また、原子力事故対策本部事務局（事務局長：政策統括官（原子力防災担当））は、官邸及び原子力規制庁（ERC）に設置される。両事務局の情報共有や連携を円滑に行うため、政府本部事務局はERCに、原子力事故対策本部事務局は中央合同庁舎第８号館に、相互に情報連絡要員を派遣する。併せて、両者が保有する情報収集システム（総合防災情報システム、統合原子力防災ネットワーク）を相互に利用し、情報共有を行う。

原子力事故対策本部を設置する際には、ERCの実動対処担当については、政府本部事務局の事案対処部門（実動対処班（Ｃ２）、緊急輸送ルート班（Ｃ３）、物資調達・輸送班（Ｃ４））を兼ねて充て、これらに関係する府省庁との連絡調整を一体的に行う（ただし、オンサイト対応を除く。）こととし、中央合同庁舎第８号館又は官邸の政府本部事務局内において合同でオペレーションを行う。

②現地組織

特定災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部は、国の地方支分部局が入居する地方合同庁舎又は都道府県庁等に設置され、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部は、基本的にオフサイトセンターに設置される。両現地対策本部の情報共有や連携を円滑に行うため、相互に情報連絡要員を派遣する。また、両現地対策本部間において情報の共有等を行えるよう、個別の地域の状況を踏まえ、緊密な連携を行えるよう検討する。

２　想定される主要な事務の役割分担

(1)自然災害による被災者の救助

政府本部事務局は、PAZ（５km圏）内も含め、自然災害による被災者の安否確認や実動組織（警察機関、消防機関、海上保安部署、自衛隊）の派遣など救助に関する調整を行う。

(2)施設敷地緊急事態要避難者の避難支援

政府本部事務局は、道路の被害情報及び全般的な啓開情報を原子力事故対策本部事務局に随時提供する。

原子力事故対策本部事務局は、当該情報を踏まえ、地方公共団体と共に、PAZ内からの住民の避難経路の確認・確保、避難支援、交通整理・規制、誘導、UPZ（30km圏）外の避難先及び避難手段の確保等の調整を行う。

原子力事故対策本部事務局は、地方公共団体において避難のための輸送に関する調整が困難な場合における必要な支援をとりまとめ、政府本部に必要な協力要請を行う。政府本部事務局は、原子力事故対策本部事務局の要請に基づき、輸送に関する調整を一元的に行う。

(3)実動組織の資源の配分に係る総合調整

政府本部事務局は、人命最優先の観点から、実動組織の災害応急対策に関する資源の配分に係る総合調整を行う。

上記(2)に係る避難支援のために実動組織の協力が必要な場合は、原子力事故対策本部事務局が政府本部事務局にその旨要請し、政府本部事務局において一元的に調整を行う。

(4)放射線防護対策

原子力事故対策本部は、PAZ内住民への安定ヨウ素剤の配布、服用準備の指示及びUPZ内の住民への屋内退避準備指示等を行う。

政府本部事務局は、原子力事故対策本部事務局からの助言をもとに、実動組織に対して、救助・救難の活動地域における放射線の情報を共有するとともに、防護服、線量計、安定ヨウ素剤等の準備について指示を行う。

(5)情報伝達体制の確立

原子力事故対策本部事務局は、緊急時モニタリングデータ等の原子力事故に関する情報について、相互に派遣する情報連絡要員や両者が共有する情報端末などを活用して、政府本部事務局に随時伝達する。

Ⅲ　全面緊急事態発生後の対応

1　体制

自然災害、原子力災害という密接に関連する二つの事象に迅速かつ適切に対応するため、下記のとおり、情報収集、意思決定、指示・調整を一元化する。

(1)会議

政府本部と原子力災害対策本部の合同会議を開催し、情報共有、意思決定の一元化を図る。

①特定災害対策本部が設置される場合

原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）と特定災害対策本部（本部長：防災大臣）の合同会議を開催する。また、原子力災害対策本部員である防災大臣を原子力災害対策本部副本部長に任命し、特定災害対策本部員に政策統括官

（原子力防災）を任命する。なお、本合同会議は、原則として官邸で行う。
②非常災害対策本部が設置される場合
非常災害対策本部と原子力災害対策本部の合同会議を開催する。また、原子力災害対策本部員である防災大臣を原子力災害対策副本部長に任命し、非常災害対策本部員である内閣府特命担当大臣（原子力防災）を非常災害対策本部副本部長に任命する。なお、本合同会議は、原則として官邸で行う。
③緊急災害対策本部が設置される場合
緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の合同会議を開催する。また、原子力災害対策本部員である防災大臣を原子力災害対策本部副本部長に任命し、緊急災害対策本部員である内閣府特命担当大臣（原子力防災）を緊急災害対策本部副本部長に任命する。なお、本合同会議は、原則として官邸で行う。

(2)事務局
①本部組織
特定災害対策本部事務局（事務局長：防災庁統括官（災害事態対処担当））は、中央合同庁舎第８号館に設置され、非常災害対策本部事務局及び緊急災害対策本部事務局（事務局長：防災庁統括官（災害事態対処担当））は、官邸及び中央合同庁舎第８号館に設置される。また、原子力災害対策本部事務局（官邸チーム事務局長：政策統括官（原子力防災担当）、ERC チーム事務局長：原子力規制庁次長（又は代理の職員））は、官邸及び原子力規制庁（ERC）に設置される。両事務局の情報共有や連携を円滑に行うため、政府本部事務局は ERC に、原子力災害対策本部事務局は中央合同庁舎第８号館に、相互に情報連絡要員を派遣する。併せて、両者が保有する情報収集システム（総合防災情報システム、統合原子力防災ネットワーク）を相互に利用し、情報共有を行う。原子力災害対策本部事務局を設置する際には、ERC の実動対処班については、政府本部事務局の事案対処部門（実動対処班（Ｃ２）、緊急輸送ルート班（Ｃ３）、物資調達・輸送班（Ｃ４））を兼ねて充て、これらに関係する府省庁との連絡調整を一体的に行う（ただし、オンサイト対応を除く。）こととし、中央合同庁舎第８号館又は官邸の政府本部事務局内において合同でオペレーションを行う。
原子力災害対策本部事務局は、「複合災害調整班」を設置し、班の構成員については、政府本部事務局要員として、併任をかけた上で、放射線防護の観点からの実動組織の人員その他の防災業務関係者の安全確保に関し、政府本部事務局に対して助言、支援を行う。原子力災害対策本部事務局は、当該助言、支援の実施のため、政府本部事務局に情報連絡要員（政府本部事務局に併任）を派遣する。
②現地組織
特定災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部は、都道府県庁又は国の地方支分部局が入居する地方合同庁舎等に設置され、原子力災害現地対策本部は、基本的にオフサイトセンターに設置される。両現地対策本部の情報共有や連携を円滑に行うため、相互に情報連絡要員を派遣する。また、両現地対策本部間において情報の共有等を行えるよう、個別の地域の状況を踏まえ、緊密な連携を行えるよう検討する。

2　想定される主要な事務の役割分担

(1)PAZ 内住民の避難支援

政府本部事務局は、道路の被害情報及び全般的な啓開情報を原子力災害対策本部事務局に随時提供する。原子力災害対策本部事務局は、当該情報を踏まえ、PAZ 内の住民に対する避難指示の調整を行うほか、避難経路の確認・確保、避難支援、交通整理・規制、誘導、UPZ 外の避難先及び避難手段の確保等の調整を行う。

原子力災害対策本部事務局は、地方公共団体において避難のための輸送に関する調整が困難な場合における必要な支援をとりまとめ、政府本部に必要な協力要請を行う。政府本部事務局は、原子力災害対策本部事務局の要請に基づき、輸送に関する調整を一元的に行う。

(2)UPZ 内住民の放射線防護措置

原子力災害対策本部事務局は、UPZ 内の住民については、自然災害による被災者を含め、屋内退避措置が継続している間の放射線防護に係る生活上の留意事項をとりまとめるとともに、放射線管理、避難退域時検査及び簡易除染に係る物資、資機材の調達その他の原子力災害固有の課題への対応を行う。

原子力災害対策本部事務局は、地方公共団体において当該物資、資機材の輸送に関する調整が困難な場合における必要な支援をとりまとめ、政府本部に必要な協力要請を行う。政府本部事務局は、原子力災害対策本部事務局の要請に基づき、輸送に関する調整を一元的に行う。

(3)実動組織の資源の配分に係る総合調整

Ⅱ、２、(3) の施設敷地緊急事態発生後の対応と同様に、政府本部事務局は、人命最優先の観点から、実動組織の災害応急対策に関する資源の配分に係る総合調整を行う。

原子力災害現地対策本部から原子力災害対策本部事務局への情報等により、上記(1)及び(2)にかかる支援のために実動組織の協力が必要と判断される場合は、原子力災害対策本部事務局が必要な協力をとりまとめ、政府本部事務局に要請し、政府本部事務局において一元的に調整を行う。

(4)避難所等の被災者への支援

政府本部事務局は、被災者に対する通常の支援（物資供給、避難所環境整備、健康管理支援等）について、自然災害による避難者、原子力災害による避難者及び一時移転者を一体的に取り扱うものとする。

原子力災害対策本部（原子力被災者生活支援チーム）は、上記政府本部事務局と緊密な連携をとりつつ、放射性物質が放出された後において、OIL に基づき特定された区域等から避難又は一時移転した住民等の避難退域時検査及び簡易除染等を行う。

また、その他放射線にかかる健康管理・相談等の原子力災害固有の課題への対応についても原子力災害対策本部（原子力被災者生活支援チーム）で行う。

(5)防災業務関係者への放射線防護対策

原子力災害対策本部事務局「複合災害調整班」は、自然災害による被災者の救助を行う実動組織の人員その他の防災業務関係者の放射線防護対策（装備資機材、労働安全等）を立案し、政府本部事務局に対して助言、支援を行う。

政府本部事務局は、原子力災害対策本部事務局「複合災害調整班」の助言等を踏まえ、防災業務関係者に対し、必要な指示を行う。

Ⅳ　通信関係

防災担当部局及び原子力防災担当部局は、上記に定めた対応を円滑に行うため、あらかじめ、特定災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部設置予定箇所、官邸、中央合同庁舎第８号館、原子力規制庁（ERC）、オフサイトセンターにテレビ会議装置や専用電話を整備する。

また、両者の保有する情報収集システムの相互利用が可能となるよう情報端末の相互設置などの環境整備を行う。

附　則

第１条　この規程は、令和８年 11 月２日から施行する。

第２条　自然災害及び原子力災害の複合災害にかかる対応について（平成 27 年７月１日政策統括官（防災担当）決定、政策統括官（原子力防災担当）決定）は、廃止する。